

令和7年第3回定例会会議録（第2号）

令和7年9月8日

○出席議員（24名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	谷口和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
16番	穴井宏二	17番	加藤信康
18番	吉富英三郎	19番	松川章三
20番	市原隆生	21番	黒木愛一郎
22番	松川峰生	23番	野口哲男
24番	山本一成	25番	泉武弘

○欠席議員（1名）

15番 森山義治

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	日置伸夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	阿南剛	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	大野高之
教育部長	矢野義知	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	橋本和久	職員課長	河野幸夫
財政課長	河野文彦	市民課参事	田原亜矢子

子育て支援課長	穴見雄一	こども家庭課長	内田千乃
施設整備課長	籠田真一郎	教育部次長兼 教育政策課長	森本悦子
社会教育課長	津川文隆		

○議会事務局出席者

局長	河野伸久	次長兼議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長	尾崎美由紀	補佐兼議事係長	甲斐俊平
主任	首藤卓也	主任	定宗隆一郎
主事	今留蓮	事務員	尾割春晃

○議事日程表（第2号）

令和7年9月8日（月曜日）午前10時開議

第1 上程中の全議案に対する質疑、委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（小野正明） ただいまから継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 2 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。順次、発言を許可いたします。

○10 番（阿部真一） 自民新政会を代表して議案質疑をさせていただきます。

まず初めに、指定避難所のトイレに温水洗浄便座等を設置する経費ということで、今回 5 課にわたって各公共施設の指定避難所の温水洗浄便座の設置ということで予算計上しております。過去、別府市は指定避難所の環境整備等を勘案して、温水洗浄便座の設置を進めてきました。今まで 120 か所弱設置が完了しているということで当局にお聞きしております。

今回、5 課にわたる施設に温水洗浄便座等を設置するわけですが、設置する施設数、そして設置の温水洗浄便座の個数、これも総合して何基になるのか、御答弁いただけますか。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

温水洗浄便座等を設置する施設ですが、小学校、中学校の体育館や幼稚園 33 施設、社会福祉会館子育て拠点施設のすきっぷパーク及びほっぺパーク、野口ふれあい交流センター、べっぴんアリーナの合計 38 施設に 192 基設置する予定でございます。

○10 番（阿部真一） 現在、120 基近く設置しているわけですが、今回 192 基を設置するというので、かなりの量の設置工事だというふうに見受けられます。

その中で防災の観点から設置するわけですが、現在この 5 課にわたる公共施設というのは、通常、学校であれば子どもたちの学び舎であり、アリーナであればスポーツ団体の交流の場、そして野口ふれあいセンターであれば市民の団体の利用がかなり多い施設であるというふうと考えられます。その中で、今回この 192 基を設置するというので、工事の発注時期、今 9 月議会で議決をされて、それから業者等の入札等になってくるとは思いますが、温水洗浄便座等を設置するに当たって工事業者、恐らく管工事、水道、電気工事に従事する事業者がこの施工に当たるというふうには想像ができます。

その上で一つ気になるのが工期、この 9 月に予算計上して、議会で議決されて 12 月あたりですかね、一般入札等で発注を市がかけるわけですが、192 基のまた 5 課にわたる様々な施設で設置をするわけですが、市民生活、市民の利用にマイナスにならないように工事をする必要があると思います。その点で工事発注時期について、工期や各 5 課に分かれています施設のスケジュール、市民生活、市民利用にマイナスにならないようにどのような形を市は整えていこうと考えているのか、御答弁いただけますか。

○施設整備課長（籠田真一郎） お答えいたします。

施設利用者への配慮や発注の方法、時期など、事業担当課と調整しながら進めていきたいと考えています。

○10 番（阿部真一） 答弁としては、積算した施設整備課が答弁をしたわけですが、各事業課、ひと・くらし支援課、子育て支援課、教育政策課、社会教育課、スポーツ推進課ということで各事業ごとに予算をひもつけられております。その全ての事業の積算を施設整備課が行って、今後、各課の事業として契約検査課が発注を出していくわけですが、市民のこういった施設に対する改修での工事がいつまでになるのかとか、利用施設として使えない部分というのがどれぐらいあるかというのは、各課に恐らく声が上がってくるのだと思います。

施設整備課の積算ということで答弁をいただきましたが、各課の工事時期、利用者のニーズを考慮して、現場にこの温水洗浄便座の設置についての周知をしっかりといただきた

い。

それと、もう一つお聞きしたいんですが、この予算というのは単年度で消化するというふうに思いますが、繰越明許等の今年度で事業がもし終わらない場合、議会の議決が必要な形になってくると思いますが。そういった行政的な手続の部分での配慮というのはどのように考えているのか、財政課のほうで答えただけいたらありがたいと思います。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

本工事でございますが、現時点におきましては年度末の設置完了に向けまして、補正予算の議決をいただきましたら、スケジュール感を持って進めていく予定としているところでございます。

繰越しに関しましては、繰越しが必要な事情が生じましたら、補正予算等におきまして繰越明許費を計上する手続となっているところでございます。

○10番（阿部真一） 今こういった事業者さんというのは恐らく指定業者が入札の上、取られると思います。恐らく現場の設置工事に行かれるのは、管工事など特にそうですが、下請の事業者さんが多い事業体でございますので、発注者である別府市と発注を受けた施工業者との話は密にできると思うんですが、その先にある下請事業者さんの工期とか、そういった施工に当たる職人さんの人数というのは恐らく人数が少ない業界でございますので、この192基を今年度中になるべく終わらせるというふうな今答弁がございましたが、そういった工事上、無理がないような形で財政課、そして5課の工事状況を確認しながら推進していただきたいと思います。まず、一番は、市民の利用に支障がないようにお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

美術館施設に要する経費ということで予算が計上されております。まず、美術館改修に当たる経費でございますが、改修に至った経緯、5年前は、図書館・美術館一体型ということでは構想が進められてきてまして。別府市美術館が移転されたときに美術品等を移動した経緯がございましたが、今回改修に至った経緯、そして積算に基づいた協議というのはどの担当課で行ったのか、そこを答弁いただけますか。

○社会教育課長（津川文隆） お答えいたします。

美術館は移転以来、展示スペース、収蔵スペースともに不足の状態が続いております。郷土作家の作品寄贈も多くなる中、2階でつながっている男女共同参画センター2階部分を活用し、展示スペースの確保並びに美術館機能の拡充を図ることといたしましたところ です。

今回の設計等の話になりますが、具体的な改修の内容につきましては、美術館と協議を重ねながら検討してまいりました。男女共同参画センター2階部分を別荘文化の資料展示室や民俗資料室とし、現在の民俗資料室3部屋を新規に共同参画の展示スペースとして活用すること。また、イベントでの活用を図るため、2階中庭の入り口の段差を解消するなど、全体をフラットにすることを今回の改修で行うことといたしました。

これに伴い、社会教育施設である現在の施設を生かしながら作品に最も悪影響である光の遮断を重視し、間仕切り壁の新設などの内装工事や1階中庭のアスファルト舗装工事などの外構工事など必要な部分の工事を行うこととし、それに伴い関係各課と設計を行い積算をしたところでございます。

○10番（阿部真一） 今回のこの美術館の改修ですが、社会教育課でコンサルを入れず、積算、また改修の図面等をつくってきた、協議してきたということで理解をしております。

では、この改修の工期はどのような形で推移するようにお考えでしょうか、御答弁ください。

○社会教育課長（津川文隆） 議決をいただきましたら、入札等を経て工事を行い、今年度内の工事完了並びに令和8年4月の供用開始を予定しているところでございます。

○10番（阿部真一） それでは、美術館に関しても図書館と一緒に新しい施設として生まれ変わる。そして、今でもいろんな展示会、この前もゼンリンさんの展示会に私も行かせていただきました。やはり少し施設としては美術館の様相よりも空き部屋を使いながらやっているイメージがあって、やはり本来の美術館たる施設ではないイメージがあるので、今回の改修によって原課のほうの英知を結集したというか、今までの様々な課題等を勘案して改修されるということなので、利用者も増えてくるというふうに理解をしております。

その中で、改修後には別府市役所を中心とした図書館もできますし、美術館、こういった社会複合施設、教育施設の機能としてどのような方向性を目指したものの改修として捉えているのか、御答弁いただけますか。

○社会教育課長（津川文隆） 改修後は文化的・社会的にも価値ある所蔵品を適正に管理し、展示し、企画展を開催していく予定です。具体的には、来年3月開館予定の新図書館と連携しての展覧会や様々な魅力ある企画展を定期的で開催することで、美術館のPR及び活性化につなげていきたいと考えております。

また、新図書館、しいきアルゲリッチハウスなど近隣施設と連携し、文化芸術ゾーンとしての発展を目指してまいります。

○10番（阿部真一） ぜひ期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に移らせていただきます。

ウェルネス産後ケア事業についてでございます。今回この予算、国庫支出金、一般財源の支出ということで予算が計上されております。現在、別府市内で10数種か所のホテル事業者などでウェルネス産後ケア事業を行っているというふうに担当課の聞き取りを経て理解をしているところでございますが、今回この補助金を新設した理由、そしてウェルネス事業を踏まえ、どういった目的の補助としているのか、御答弁いただけますか。

○子ども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

令和5年度に実証事業として実施した後、令和6年度より市民を対象として別府ウェルネス産後ケアサービスZUTTOとして、旅館・ホテルで産後ケアサービスを提供する事業を展開しております。昨年度、事業に参画していただいた旅館・ホテルに対して行ったアンケートでは、とてもよい事業だと思うという感想をいただいておりますが、一方で、実施施設の設備がない、中途半端な受入れは利用者にとっても事業者にとってもリスクが伴うと思うといった御意見もいただきました。

また、旅館・ホテル内での産後ケアサービスの提供を独自に検討されている事業者もあるなど、関心の高まりは把握しているところでございます。このような状況も踏まえ、本補助金は別府ウェルネス産後ケア事業への民間事業者の参画を促し、全ての希望者が利用できる体制を整えること、市民産婦への安定的なサービス提供を図ること、あわせて観光、温泉資源を有する本市ならではのウェルネス産後ケア事業を新たな産業として推進、定着させることを目的とし新設いたしました。

○10番（阿部真一） この補助金の対象者について、まずお聞きしたいと思いますが、先ほど答弁ありました別府ウェルネス産後ケア事業への民間事業者への参画を促すということで答弁ございました。

個人事業主が、ウェルネスや産後ケアという名前を使っていなくても、例えばマッサージであるとか、お子さんとの交流の個人的な事業をされている方もいらっしゃると思います。今回の予算の概要を見ると、市内の旅館・ホテル内の実施施設となっております。この補助金の対象者に関しては、個人事業主ではなく、ホテル、旅館への補助金であるというふうに見受けられますが、その部分のほう、担当課の答弁をいただけますか。

○子ども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

本補助金の対象は、旅館業法に基づく旅館・ホテルであり、認可を受けた宿泊施設に限

るものとする予定であります。今年度実施している旅館・ホテル12施設も対象となります。民泊や個人宅での提供は対象外となります。このような制限を設けることで、一定の安全基準と運営体制を備えた事業者に限定し、健全な事業運営を担保したいと考えております。

- 10番（阿部真一）ありがとうございます。では、この補助金は、民泊や個人に対しては対象にならないということで今答弁を受けました。

それでは、補助金の対象となる経費の内容、そしてまたいろいろな備品等の内容が想像できますが、具体的にはどのような設備に対して補助をしていくのか、御答弁いただけますか。

- こども家庭課長（内田千乃）お答えいたします。実施施設として認定する要件を満たすために必要な工事費、原材料費、修繕費、備品購入費が対象となります。

具体的には、保育スペースやカウンセリングルームスペースの整備工事、沐浴が可能となるシャワールームの設置、子どもの安全確保に必要なマット、遊具、乳児用寝具等の備品購入を想定しております。

- 10番（阿部真一）一つ、このウェルネスの産業に対して行政が補助金を出して参画を促していくわけですが、恐らく大きい社会福祉法人や株式会社などの、個人の事業者さんが多い業態であるというふうには私は理解しておりますが、特に今後、別府のホテル業界を巻き込んでというか、行政と民間がタイアップしてこの産業を促進し、その上で、やはりあのホテルの事業者さんと、実際このウェルネス産後ケア事業を行っていく事業者さんが別の場合があるというふうには推測ができる。要は、ホテル事業者がウェルネス産後ケア事業をする個人事業主に、この事業の補助金を使ってホテル・旅館の部屋を改修・提供していくというふうなのが一般的な流れでもありますし、ホテル事業者さんが主体的にこのウェルネス産後ケア事業を進めていく可能性もございます。こういった工事を行うホテル・旅館事業者さんと、万が一借手である個人事業主さんの話があったときに、こういった補助金というのは恐らく事業主体側の方のほうが詳しく、この事業の補助金を使いたいということでホテルと折衝していく可能性がございます。

その中で、旅館・ホテルと運営する事業者との役割分担というのを、この補助金を支出する上では担当課はどのように考えているのか、また、課題があった場合にこういった形で行政としてサポートしていくのか御答弁いただけますか。

- こども部長（宇都宮尚代）お答えいたします。

本補助金は、旅館・ホテルがウェルネス産後ケアを実施するためのお部屋や設備を整備する費用を支援するものでございます。旅館・ホテルが場の整備、提供の責任主体となり、運営事業者が旅館・ホテルと利用者の調整や助産師などの専門職による産後ケアなどを担う運営産後ケアサービス提供の責任主体という形での役割分担になります。役割分担をしながら効果的に協働していくことで、今後の課題となります安全かつ安定的にサービスを提供していく体制の構築を目指しております。

- 10番（阿部真一）答弁で理解できました。

最後にこれだけ押さえておきたいんですけど、この補助金の申請者はあくまで旅館・ホテル事業者ということで間違いないでしょうか。

- こども家庭課長（内田千乃）お答えいたします。

申請者は旅館・ホテル事業者になります。

- 10番（阿部真一）はい、分かりました。やはりこういった新しい事業を起こす上で、個人事業主さんに対する補助金、その施設の提供する側、もしくはホテル自体が主体的にこのウェルネス産後ケア事業を進めていく上で、すみ分けがやはり難しいなというふうには考えておりますので、その辺補助金を使う上で事業者から申込み等があった場合には、適切に課のほうで説明をしていただきたい、そのように思います。

それでは、次の議第 66 号、67 号に関して質問させていただきます。

まず、別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。この分、前回の 6 月議会でも一般質問等でさせていただきました背景もありまして、今回より深く市のほうで手続が変わるということで質問させていただきます。

まず、仕事と育児の両立支援制度の利用に対する職員への意向確認の内容というふうはこの条例の中の改定にあります。この意向確認について、どのように意向確認を行うのか。そしてまた、この制度で意向確認する上で、職員がどういった書類を提出するものなのか、または管理職を通してヒアリング、面談を行っていくことになると思いますが、管理職に対しては法改正の部分、意向確認の部分、どういった注意点を促して進めていくのか、御答弁いただけますか。併せて答弁でいいです。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

条例改正により、職員の仕事と育児の両立支援に関する取組が拡充されます。現行では妊娠・出産等の申出時に、育児休業制度等の周知をしていましたが、改正後は養育している子が 3 歳になる前のタイミングでも、該当職員に個別に育児期両立支援制度など、より幅広い制度について周知を行うことが追加されます。

また、仕事と育児の両立を妨げる要因についても、職員の意向を確認します。そして、職員の意向に配慮することが義務づけられます。これらの変更により、職員一人一人の状況に応じたきめ細かな両立支援が可能になると考えています。

○総務部長（竹元 徹） 管理職の対応の部分についてお答えいたします。

管理職につきましては個別の周知、意向確認フローに基づきまして、育児休業等の各種休暇や残業免除、時間外勤務の制限などに関する両立支援制度の周知等制度利用の意向確認を行うとともに、職場の配置や業務量などの聞き取りを行いまして、仕事と育児の両立を妨げる要因についての職員からの申出を確認した上で、テレワークの推進や事務分担の業務量の調整、見直しなどの職員の移行への配慮を行っていくこととなります。

男性、女性の差はなく、仕事と育児の両立に支障となる事情を抱えている職員の負担を軽減し、仕事とプライベート、生活のバランスを保てるように支援を行っていく取組となっております。

○10 番（阿部真一） この法改正、労働者に対しての日常生活の中で家族、夫婦の関係性、子どもの関係性を促す上で、国が推進していく部分であるというふうに理解しておりますが、担当課も業務は多様化し、職員の数は行政改革等で減らしていった傾向が今までもございますし、職員としてはこういった個人の労働の権利を促す制度というのが拡充されておりますが、やはり職員課だけでやっていく、周知していくというのはかなり難しい部分があって、今後の社会変化の中で先ほど部長の答弁ありましたが、男女共に平等に取れる法改正でございます。男性職員も、今後、さらに積極的に育児休暇を取得できる時代の流れになっていくであろうと思います。法令上は男性の職員でも取れる男女平等にということとなっておりますので、やはり職員さんの業務の対応課題は増えている中、職員さんの職務改善というのが進んでおります。やはりその中でこういった周知を職員課だけではなく、80 弱の管理職である部長、課長、係長ぐらいまではこういった職員の処遇改善の拡充に関してはしっかり周知をしていただいて、よりよい職務に当たっていただきたい。これは理想論ではございまして、なかなか運営するほうとしては大変な部分はあると思いますので、そこは市の中で課題を見つけながら進めていっていただきたいと思います。

最後に、今までの制度の違いそこだけちょっと押さえさせていただきます。今までの育児休業の休業の範囲と条例改正による違い、そこだけ最後にお聞かせください。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

育児休業の部分休業は、現行では 1 日につき 2 時間を超えない範囲の取得となっております。

すが、改正案では、これに加え1年につき10日を超えない範囲内での形態を設け、職員はいずれかの形態を選択可能とします。

また、会計年度任用職員の育児休業の取得可能期間を子が小学校就学の始期に達するまでに拡大します。

- 10番（阿部真一） 理解しました。原課では、地方行政でも各民間企業でもそうですが、この問題というのは特に管理職は頭が痛い部分があると思いますので、労使交渉の中でも緩和というか妥協点を見いだしながら、この法令をうまく遵守しながら進めて業務に支障がないようにしていただきたいと思いますというふうに思います。

以上で、私からの議案質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 7番（小野佳子） 公明党の小野佳子です。会派を代表いたしまして、議案質疑をさせていただきます。

一般会計補正予算、マイナンバーカード交付に要する経費の追加額についてです。

令和8年1月の住居表示実施に伴い、対象者のマイナンバーカードの住所の表記変更が必要とのこと。トキハ別府店にて臨時窓口を開設するための補正が計上されておりますが、住所の表記が変更となるのは別府市でどの地域で、また、その中でマイナンバーカードの住所書換え手続が必要となる方は、どのくらいいらっしゃいますでしょうか。お願いします。

- 市民課参事（田原亜矢子） お答えいたします。

令和8年1月10日に実施される住居表示により、住所の表記が変更となる地域は、鶴見地区、大平山地区、南立石地区、朝日地区、緑丘地区など7地区の17の町でございます。

また、対象となる地域にお住まいの方でマイナンバーカードを所有している方は、約2万1,000人いらっしゃると把握しております。臨時窓口には、そのうちの6割に当たる約1万2,600の方が手続に来場されると見込んでおります。

- 7番（小野佳子） 今回は2万1,000人というかなりの人数ですが、多くの方が対象となりますが、一人一人のお時間もかなり窓口でかかると思います。マイナンバーカードの住所表示の書換えはどのような方法で行うのでしょうか。また、更新に要する所要時間はどのくらいかかるのでしょうか、お答えください。

- 市民課参事（田原亜矢子） お答えいたします。

マイナンバーカードの住所の書換えでございますが、まず、マイナンバーカードのICチップ内に記録された住民基本台帳の住所データを新しい住所データに更新し、次にマイナンバーカードの券面の追記欄がございますが、そのスペースに新しい住所の印字を行い完了します。

また、これに加え必要に応じて暗証番号の初期化再設定など、同時に複数の手続を行う場合もございますので、手続の所要時間につきましては、内容によりましてはおおむね15分から30分ほどでございます。

- 7番（小野佳子） 私もマイナンバーカードの手続を市で何度もさせていただきましたが、やはりかなり時間もかかります。職員も市民も負担が大きい作業だと思いますが、それではどの程度の規模の臨時窓口をトキハ別府店で開設されるのでしょうか。また、事業に係る経費の内容を教えてください。

- 市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕） お答えします。

臨時窓口ですが、場所はトキハ別府店5階ホールとします。10個の対応窓口を設ける予定です。これにより1日当たり180件程度の対応が可能と考えています。

また、臨時窓口の開設期間は、令和8年1月13日から4月の23日までで、期間中は75日間開設しますので、この間、総計1万3,500件の対応が可能と考えております。

事業に係る主な経費といたしましては、窓口業務を派遣、業務委託する経費、会場を借

り上げ、必要な備品や機械などを設置する経費のほか、窓口の混雑緩和と待ち時間の短縮のため、オンラインまたは電話による予約制を導入するための経費も計上しております。

- 7番（小野佳子） ありがとうございます。限られた期間でもあり、1人15分から30分の所要時間はやはり大変な作業だと思います。通知作業も含めて分かりやすい御案内、また丁寧な対応、そして実施期間中はやっぱりトキハ別府店をお借りして行いますので、いろんな様々な駐車場の問題も出てくるかと思いますが、市民がスムーズに事故なく分かりやすく作業ができるように、またトキハ別府店様ときめ細やかな打合せをしながら配慮していただいて、市民が分かりやすく、また対応ができるように御尽力をお願いいたします。

それでは次に、一般会計補正予算、体育施設整備に要する経費の追加額についてです。

先ほどの阿部真一議員の質疑の中で全て理解はいたしました。今回のトイレ温水洗浄便座等の設置は、避難所の生活環境改善を図るものとのことで実施されますが、最後に一つ伺います。この事業で予定している財源の緊急防災・減災事業債の内容について伺います。

- 財政課長（河野文彦） お答えします。

緊急防災・減災事業債でございますが、現時点では今年度が期限となっている地方債でございます。防災・減災のための地方単独事業等が対象となり、元利償還金の70%が交付税措置をされるものでございます。

- 7番（小野佳子） 緊急防災・減災事業債は、地方自治体が防災インフラ整備や災害発生時の生活環境改善に活用できる大切な財源です。自治体にとっても大きな財源であり、今年度で終了予定であるため、先ほどの質疑で残りの192基の設置ということですが、避難所での環境改善はとても重要だと思います。

また、温水洗浄による高い清潔性、トイレットペーパーの節約効果、肌への負担軽減、また高齢者や障がいのある方への自立支援だったり、また衛生的な環境を保つことで感染症の予防にも大きくつながってまいります。周知も含めて、万全を期してこの改修工事がスムーズに行われるように、また工期も先ほど伺いしましたが、しっかり配慮していただきながら、施設を使いながらの改修工事になると思いますので、その点、何とぞよろしくをお願いいたします。

それでは、一般会計補正予算の母子健康相談・教育に要する経費の追加額についてです。

先ほど阿部真一議員の質疑の中で、理由、目的、事業内容は理解をいたしました。私からは2点、質疑をさせていただきます。

今回の事業に対する補助額と、どの程度の申請を想定されているのかをお伺いいたします。

- こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

補助額は対象経費の2分の1とし、1事業者当たり上限250万円とし、1施設分を追加計上しております。ただし、備品購入費等を対象にしていることから、2施設に限定するものではなく、予算の範囲内で本補助金の活用を図ってまいりたいと考えております。

- 7番（小野佳子） 別府ウェルネス産後ケアサービスZUTTOは公式LINEで随時応募しており、10月分も定員につき締切日がカレンダーを埋めておりました。11月分の応募も先日開始されております。気になるのは、この補助金はいつから開始されるのでしょうか。また、今後、補助金を活用し、どのような参画を広げていくかを伺います。

- こども部長（宇都宮尚代） お答えいたします。

議決をいただいた後には、本補助金制度を速やかに開始したいと考えております。開始する際は、現在ウェルネス産後ケア事業に参画していただいている旅館・ホテルへの個別説明を行い、積極的に御活用いただけるよう御案内をいたします。

また、本補助金制度は、現在事業への参画を見合わせている旅館・ホテルもあろうかと

推察をいたしますので、制度があれば取り組んでみようと思っただけの契機になるのではと考えております。旅館・ホテル組合や別府市公式ホームページなどを通じ、広く周知を図り、補助制度の活用をお考えの事業者には丁寧に御相談をさせていただき、参画の拡大につなげてまいります。

補助金制度をお示しすることにより、事業者の参画意欲を喚起した上で、事業者との意見交換を重ねながら、このウェルネス産後ケア事業をよりよい事業へと進めてまいりたいと考えております。

○7番（小野佳子）ありがとうございます。

別府ウェルネス産後ケアサービスZUTTOは、今年度は300組の子育て中のママとパパが利用できる体制を取っております。観光都市別府で子育てする家庭に別府の宝である温泉と観光旅館・ホテルを身近に感じてもらう。宿泊中の様々な産後ケア、助産師だったり、看護師、保育士、保健師、保育士が待機して安心して自分時間を過ごせる素晴らしい事業だと思います。これからの子育てにとっても大きな自信となり、原動力になることは間違いないと確信をしております。

また、市外、県外からも子育て中の方が多く観光で別府にやっております。その際、もちろん旅館・ホテルも利用します。私も以前そういった仕事に就いておりましたので、子育て中のお母さんたちにどのような体制にしたらいいかというのをよく話しておりました。この事業の支援で喜ぶ観光客はかなりいらっしゃると思いますし、そのホテルに泊まった方がまた別府に来たいということで相乗効果も大きく期待できると思います。旅館・ホテル、利用者、行政が一体となり、子育てを支援する体制をさらに充実させていただきたいと思います。

この事業は、ホテル側とすれば、皆さん利用したいんじゃないかなというのはすごく感じております。ホテルごとに差が生じないように調整をしながら、また体制をしっかり組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは最後に、議第66号別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてです。

これも阿部真一議員が質疑されておりましたので、内容はほぼほぼ理解をいたしました。育児期の柔軟な働き方を実施するための措置での法改正ということです。聞き取りの中で、職員における3歳までの子を持つ職員の人数を伺いました。現在49名、4歳から6歳までの子を持つ職員が110人いらっしゃるとのことでした。

また、男性職員の育児休業取得率を伺ったところ、令和7年では6人、18.5%、令和5年では16人、46.4%、令和6年度は5人、22.7%となっております。全国平均を見ると別府市は高い数値で結果が出ておりますが、企業で働く男性の育児休業取得率は、厚生労働省の昨年度の調査で40.5%と昨年度より増加し、過去最高となっているようです。政府は、男性の育休の取得率を今年までに50%、2030年までに85%を目指しているとのことです。

子育てを国全体で支える時代にはなりましたが、取得率を伺うと現実に取得しづらい現状もあるとのアンケート結果も出ておるようです。先ほどの答弁にもありましたが、男性、女性の差はなく、仕事と育児の両立に支障となる事情を抱えている職員の負担を軽減し、仕事とプライベートのバランスを保てるように支援していく、また体制をつくる法改正だと感じております。職員一人一人の状況に応じたきめ細やかな両立支援、また取得しやすい、そういった体制づくりをしっかりと構築していただきたいと思います。何とぞよろしくをお願いいたします。

以上で、私からの質疑を終わります。

○4番（森 裕二）4番議員の森 裕二です。ビーワンベっぷ会派を代表いたしまして、

議案質疑を始めさせていただきます。

議長、議第 61 号の一般会計補正予算の（４）から（６）につきましては関連がありますので、一括して質疑を行わせていただきたいと思います。

○議長（小野正明） どうぞ。

○４番（森 裕二） では、一般会計補正予算のマイナンバーカード交付に要する経費の追加額についてお聞きをします。

これは、別府市が現在行っている住居表示の実施に伴いまして、市民課のマイナンバーカード窓口が混雑し、一、二時間待ちになったということ踏まえまして、令和 8 年 1 月に行われる大規模な住居表示実施時に再び窓口が混雑しないようにするための措置であるということですが、私もたまたまなんですが、今年の春にマイナンバーカードの更新時期となっております、窓口を訪れた際に 1 時間ほど待たされた経験がございます。しかも、またそのときは運の悪いことにシステムが不具合で、うまく登録ができずに別の日にまた来庁しまして、1 時間以上また待たされて更新作業ができたという経験がございますので、今回の措置によって市民は非常に助かるのではないかなというふうに思っているところではございます。

では、事業費の内訳のところから質疑を行いたいというふうに思いますが、今回派遣業務委託料 1,429 万 2,000 円が計上されておまして、臨時窓口業務には派遣職員が従事するという事になっていると思いますが、個人情報扱う上で現場の管理体制がどのようになっているのかというところが非常に気になっております。派遣社員以外の現場の体制について、お答えをいただきたいと思います。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕） お答えします。

窓口の対応といたしましては、派遣職員以外に市民課の正規職員等 3 名、窓口業務に精通した会計年度任用職員を数名配置し、業務及び管理を行う予定です。

○４番（森 裕二） 派遣職員以外にも正規の職員と窓口業務に精通した職員が配置されるということで、現場の管理体制は問題ないということがよく分かりました。

市役所では通常業務を行いながらということになりますので、残された職員の負担が大きくなるように配慮をお願いしたいというふうに思います。

では次に、コールセンター業務委託料が 483 万 5,000 円計上されておりますが、コールセンターではどのような業務を行うのか、具体的にお答えください。

○市民課参事（田原亜矢子） お答えいたします。

コールセンターの業務内容でございますが、臨時窓口はオンラインでの予約制を基本といたしますので、コールセンターはオンラインで予約を行うことが困難な方に対しての電話での予約の受付業務、また手続に関するお問合せ対応の業務を行う予定です。

○４番（森 裕二） 今回、窓口業務は基本的には予約制で行うということでございますので、オンラインで予約をできない方たちと、また問合せのためのコールセンターの設置の必要があるということがよく分かりました。

では、その他の事務費といたしまして 657 万 4,000 円が計上されており、施設の備品等に使用するとありますが、主な内訳についてお答えください。

○市民課参事（田原亜矢子） お答えいたします。

その他事務費の主な内容としましては、マイナンバーカードの券面変更を行うための端末など 11 台のリース費用や、その設置に係る経費、また券面に住所情報を印字しますので、券面印字の機械を 5 台購入する予定となっております。主な内訳は以上でございます。

○４番（森 裕二） 住所情報を印字する機械が聞き取りのところによりまして、1 台 75 万円ほどもかかるということでありまして、それを今回 5 台購入するということですので、大半の予算が機械の購入費に充てられるということがよく理解できました。

では、マイナンバーカードは、ほかにも自動車免許証やマイナ保険証としても利用される方がいらっしゃると思います。特に保険証につきましては、新規のカードが発行されずに、マイナ保険証として利用されている方も多いというふうに思っておりますので、窓口の混雑が予想されるのではないかとこのように思います。今回は予約制で臨時窓口を開設するという議案内容でございますが、窓口業務の混雑解消という観点から、マイナ保険証としてマイナンバーカードを使用する場合、住所の書換えを行っていないかでもそのまま使えるのかどうかについてお答えください。

○市民課参事（田原亜矢子） お答えいたします。

マイナンバーカードの住所の書換えを行っていない場合でも、マイナ保険証をお持ちの方に送られてきます資格情報のお知らせなどを一緒に提示することで、マイナ保険証として使用することができます。

○4番（森 裕二） 住所の書換えが終わっていない場合は、マイナンバーカード以外に住所を証明する書類が必要ということで、資格確認書、またマイナポータルの画面などを提示しなくてはいけないということをお聞きしております。病気にはいつなるか分かりません。全ての方がすぐに窓口での変更手続きが完了するわけではありませんので、マイナ保険証として住所の書換えが終わっていない場合は、住所を証明する書類が必要であるということは今後しっかりと周知をしていただきたいというふうに思っております。

しかし、逆に考えれば、その書類さえあればマイナ保険証として使用できるということになりますので、この辺をしっかりと周知していただければ、窓口の混雑緩和のためにもなるというふうに思いますので、しっかりとよろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、美術館施設整備に要する経費の追加額につきまして、質疑をしていきたいと思いますが、これにつきましては、先ほどの阿部真一議員とのやり取りで、改修内容と今後の目指すべき方向性等につきましては理解をさせていただきましたので、私からは1点だけ確認をさせていただきたいというふうに思っております。

今回、展示スペースの拡大を行うということで、美術品の展示スペースを確保するというわけでございますが、そもそも別府市ではどれくらいの美術作品を所有しているのか。また、その中で、所属に保管されていて展示できていない作品は一体どれくらいあるのかにつきまして、お答え願ひます。

○社会教育課長（津川文隆） お答えいたします。

令和7年4月1日現在、美術館が所蔵する美術品は1068点です。このうち現時点で常設展示できている美術品は133点で、残りの935点は収蔵庫に保管されている状況となっております。この935点の中には、岩尾秀樹氏の寄贈作品が200点以上含まれており、郷土作家の作品寄贈が多くなる中、郷土作家の常設展示スペースが必要とされてきたところでございます。

○4番（森 裕二） 現状では所蔵する美術品の1割程度しか展示ができておらず、ほとんどが収蔵庫に保管をされているという現状がよく分かりました。今回のスペース拡大により、一つでも多くの作品が展示され、多くの皆様に鑑賞される形となることが非常にいいことだなというふうに感じております。

また、今後も企画展や新図書館などと連携をいたしまして、文化・芸術ゾーンとしての発展を目指すということですので、今後に期待をしたいというふうに思っているところでございます。

続きまして、児童福祉施設の維持管理に要する経費の追加額についてお聞きをしていきたいと思ひます。

これを含めまして、今回災害時の指定避難所のトイレに温水洗浄便座を設置するという議案内容でございますが、工事の内容等につきましては、先ほどからの質疑で理解をして

おりますが、私からは各施設の内容につきまして、もう少し細かいところをしっかりと質問していきたいというふうに考えています。

まず、子育て支援課が担当する子育て支援拠点というところが2施設ということで計148万円が計上されておりますが、対象施設というところは、内釜の保育所のある北部子育て支援センターのすきっぷパークと鶴見保育所のある西部子育て支援センターのほっぺパークの2施設が対象になるということは、先ほどの質疑の中で確認ができました。

では、この各施設ごとの改修工事の詳細につきまして、お答えください。

○子育て支援課長（穴見雄一） お答えいたします。

すきっぷパーク、ほっぺパークとも、子ども用トイレには暖房便座を、大人用トイレには温水洗浄便座を設置し、必要な給排水工事や電気工事を行います。

○4番（森 裕二） 子ども用のトイレは主に未就学児が使用するということもありまして、今回温水洗浄便座をつけると危ないということもありまして暖房が可能な便座のみを設置するという理解いたしました。

続きまして、小中学校及び幼稚園の施設整備に要する経費の追加額について、まとめて教育政策課のほうにお聞きをしていきたいと思っております。小学校が1,290万円、中学校が710万円、幼稚園が1,430万円の計3,430万円が計上されており、33施設が対象ということでございますが、小中学校、また幼稚園のどこのトイレが対象となるのかについて御説明をお願いします。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

小中学校では、指定収容避難所であります体育館に附属するトイレを対象としております。幼稚園はホールや遊戯室が収容避難所に指定をされておりますが、附属するトイレがない場合は、幼稚園の園児用洋式便座を暖房便座にする予定でございます。

○4番（森 裕二） 小中学校では避難所に指定されている体育館のトイレが対象となり、教室棟のトイレは今回は対象とはならないということがよく分かりました。幼稚園は子育て支援センターと同様、暖房便座の設置となることも理解できました。

では、指定避難所になっている体育館などにある全てのトイレが今回の改修対象になるのか。また、洋式だけではなく和式便座も残っているところがあるのではないかというふうに思いますので、和式も改修対象なのか、現在の洋式と和式の比率など、そういったものが分かれば併せてお答えいただければと思います。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

現在、学校によって差異はございますが、指定収容避難所であります小中学校体育館の約4分の3が既に洋式便座に改修されております。本事業は、その洋式便座の改修について予算を計上しておりまして、現在ある洋式便座に温水洗浄便座等をつける計画でございます。

○4番（森 裕二） 今回は体育館の洋式便座のみが対象となり、和式便座はそのままということが理解できました。

続きまして、野口ふれあい交流センターの管理運営に要する経費の追加額についてお聞きをしていきます。野口ふれあい交流センターは344万5,000円が計上されておりますが、今回温水洗浄便座を設置するのは、野口ふれあいセンターのどの施設が対象なのか。小中学校同様、体育館のみなのか、その他の施設まで対象なのかにつきましてお答えください。

○社会教育課長（津川文隆） お答えいたします。

事務室が存在する北館、教育相談センターを含む南館、体育館全てが対象になっております。

○4番（森 裕二） 野口ふれあい交流センターは施設の全てが指定避難所となっているということで、体育館だけではなく全てのトイレが対象となるということです。

では今回、温水洗浄便座を設置するのは、この野口ふれあい交流センターでは何基のトイレが対象となるのか。また、和式から洋式に切り替えるものがあるのかについてお答えください。

○社会教育課長（津川文隆） お答えいたします。

野口ふれあい交流センターにつきましては、多目的トイレを除いた北館の3基、南館の12基、体育館3基、屋外2基が対象となっております。

また、既にトイレ自体は洋式となっておりますので、和式、洋式に切り替えるものはございません。

○4番（森 裕二） 野口ふれあいセンターにつきましては、計20基ものトイレに温水洗浄便座を設置するという事です。今回は野外トイレにも設置をするということには大変驚いているところでございます。こちらは既に全てのトイレが洋式化しております、全てに温水洗浄便座が設置されるということで、安心して利用ができるのではないかなというふうに感じているところです。

このほかにも社会福祉会館やべっぷアリーナにも温水洗浄便座を取り付けることとなりますので、避難時だけではなく、ふだんから快適に利用しやすくなるというふうに感じているところでございます。

それでは、次に、議第67号別府市職員の育児休業に関する条例の一部改正について、お聞きをしていきたいと思っております。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により設けられた新しい部分休業に関する条例委任事項を定められたこと等に伴い、条例を改正しようとするものとのこととありますが、第9条の5関係部分に、特別の事情としまして、育児時間の形態の申出時に予測することができなかった事案が生じたことにより育児時間の形態を変更しなければ、この養育に支障が生じると任命権者が認める事情というふうにあります。実際にどのような場合が特別の事情というふうになるのか、具体例を挙げてお答えいただきたいと思っております。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

具体的には、配偶者が負傷または疾患により入院した場合、配偶者と別居した場合、保育園から遠い勤務場所へ異動となり送迎するためには勤務時間を短縮することが必要となった場合や、子が疾病により入院したことに伴い、付添いに対応するため、まとまった休みが必要になった場合などが考えられます。

○4番（森 裕二） ありがとうございます。今、申されたように具体的な例を挙げるあげること、実際にそういった場面に直面した職員の参考になればなというふうに思っているところでございます。

また、先ほど具体例として挙げられなかった事案につきましても、個別の事情をしっかりと組んで柔軟に対応していただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、議第71号の動産の取得について、お聞きをしていきたいと思っております。

これはGIGAスクール構想によりまして、児童生徒に1人1台のタブレット端末を持たせ、ICT教育に取り組む一環としまして、5年前に購入した教員用のタブレット端末の更新のための動産を買い入れることについて議会の議決を求めるものということとなっております。今回、契約の相手先としてミカサ商事株式会社大分支店と教員用タブレット端末422台を2,627万3,720円で契約するという内容でございますが、今回この業者の選定に至った経緯についてお答えください。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

いわゆるGIGAスクール構想第1期では、国による補助の対象でございました教員用タブレット端末が、第2期では補助対象外となりましたけれども、調達手段が購入で、か

つ令和7年度中に調達する場合に限り、デジタル活用推進事業債が活用可能であったことから、本件は教員用タブレット端末422台を購入により調達しようとするものでございます。

業者選定は、要件設定型一般競争入札により決定をいたしました。基本的な競争入札参加資格に加え、取り扱う物品の業種が電子計算機類、パソコンであること、大分県内に本店または支店等があること、以上2点を要件として設定をいたしました。8月2日に開札、同日仮契約を締結しております。

○4番（森 裕二） 契約の経緯についてはよく分かりました。では、今回取得をしようとしておりますタブレット端末の機種については何になるのか、またその機種を選定した経緯についてもお答えください。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

初めに、経緯について御説明をいたします。GIGAスクール構想第2期で児童生徒用タブレット端末を更新するにあたり、昨年度、令和6年度に検証機を用いた比較検討により機種選定をいたしました。具体的には、希望する小中学校に2種類の検証機を貸し出し、現在よく使用している機種を加えた3種類を教員と児童生徒に比較検証してもらい、その検証結果を基に、アップル社のiPadに機種決定をいたしました。今回調達いたします教員用端末は、今後の運用の統一性や効率性を考慮し、大分県が共同調達により契約相手方を決定いたしました児童生徒用と同じ仕様のもので、広告時点におけるiPadの最新機種、いわゆる第11世代の機種でございます。

○4番（森 裕二） 今回実際に検証機を購入して教員と児童生徒に使ってもらい選定したという経緯につきましては、非常にいいことだったというふうに思っております。私も実際に今回先生たちに聞き取りを行いました。機械に不慣れな先生たちからいたしますと、やっと覚えた現行機種と同じもののほうがいいという意見が多かったところでありますので、現行のiPadが選ばれたのではないかなというふうに思っているところでございます。ただ、一部の教員からは子どもたちと同じ機種で同じサイズだと、キーボードなどが使いにくいというようなお声もいただいております。今回購入する予定なのは、現行の11インチとのことですので、今私たちが市議会で使用しているiPadですが、これは13インチになります。こちらのほうがキーボードが大きく、画面も見やすくいいというような意見もあるということを指摘をさせていただきたいというふうに思っております。

では、現在使用しているタブレット端末から新しい端末へのデータ移行についてはどのように行うかにつきまして、お答えください。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

データ移行につきましては、AppleIDが引き継がれるため、iCloud上に保存されているデータは、新端末でも引き続き使用が可能です。また、ロイロノートやスマイルドリル等のデジタル教材も、AppleIDと連携をして使用しておりますため、旧端末の情報を引き継いで利用することが可能です。

○4番（森 裕二） iCloud上に保存さえすれば、データ移行というのは簡単にできるということですが、これについても操作に不慣れな方ということにつきましては、これでも分かりにくいという方がいらっしゃるというふうに思います。移行作業の手順等を分かりやすく書いたマニュアルの作成等が必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

また、日頃の業務に追われ、移行作業の準備の時間がなかなか取れないという教員もいるのではないかなというふうにも思っておりますので、データ移行期間は長めに設定をしてあげるなどの配慮も必要というふうに思っておりますので、この点も併せて指摘をさせ

ていただきたいというふうに思います。

以上で、私からの議案質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 9番(美馬恭子) 日本共産党の美馬恭子です。私は、議第66号に関しての質疑のみ出しておりましたが、10番議員と7番議員のお二人の説明である程度納得いたしましたので、それにプラスしてもう一点ほどお聞きしたいというふうに思っております。

制度の拡充という意味ではこの条例改正は大変大きな点だというふうに思っています。実際どの程度の面談が必要なのかというの、10番議員からの質問もありましたし、大変なことになるのかなというふうには考えておりますが、それでは今までは妊娠・出産等の時期のみされていたようですけれども、3歳になる前のタイミングでお話を聞くということが今まではあったのでしょうか。

- 職員課長(河野幸夫) お答えします。

現行では妊娠・出産等の申出時に育児休業制度等の周知を行ってまいりました。

- 9番(美馬恭子) それにプラスアルファして3歳以上に関するだけでも聞いていただけたということになったので、それぞれの育児休業も取りやすくなるのかなというふうには思っております。現行では49名の方がいらっしゃるということですので、しっかりとお話を聞かれて前に進んでいただくことが大切かなというふうに考えておりますが、各課ごとの面談のマニュアルといいますか、こういうふうな形で面談をしてください、時間はこのように取ってくださいという細かいことは示されるのでしょうか。

- 職員課長(河野幸夫) お答えします。

具体的には個別の周知、意向確認フローに沿って所属長が面談し、育児休業制度等の周知を行って、育児休業意向確認書を人事担当部署へ提出する流れで進めることとなります。

- 9番(美馬恭子) 本当に長い期間がかかって、このように男女共に育児休暇が取りやすくなったと申しましょか、まだ男性の場合はなかなか取れていないのが現状のようですけれども、公務の場でこのように前に進んでいけば、民間企業に対しても見習っていたいて前に進んでいく時期も来るのではないかなと思いますので、この条例が熱くなることを願っております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 1番(塩手悠太) 1番、有志の会の塩手悠太です。重複しないところで3点、質疑させていただきます。

まず、議題61号の一般会計補正予算から指定避難所のトイレに関する経費について質疑いたします。この経費を見ますと、年度途中で補正を組まれるということで財源の内訳見ますと、約5,000万円のうち約9割が地方債になっていて、残りの1割が一般財源というふうになっております。私が想像するに、こういったものは補正予算の意義、それから計画的な地方債の起債というところをから鑑みると、当初の予算として組まれていて、国の交付金とかというのがいつ交付されるのか分からないから、入ったタイミングで補正を打って、そしてこういう経費として計上されるというのが一般的かなというふうに思っているんですが、この防災備品というのは、恐らく別府市でも計画的に進められているというふうに思います。

そこで、今回、当初予算ではなく補正予算という形で、この経費を組まれたその経緯について確認させてください。

- 財政課長(河野文彦) お答えします。

当初予算編成後に必要となった事業をできるだけ早く予算措置して実施していくため、次の当初予算を待たず補正予算を編成するものとしており、この編成は過去の補正予算においても同様でございます。今回補正予算で計上しました指定避難所のトイレに温水洗浄便座等を設置する経費でございますが、指定避難所における避難者の生活環境等の改善を

図るためのものをございまして、財源としまして、今年度が期限となっております元利償還金の70%が交付税措置される有利な地方債であります緊急防災・減災事業債を活用して実施するものをございます。

- 1番（塩手悠太） ありがとうございます。ただ、単純に今回、年度途中でこれが起債されて補正された経緯について知りたかったので質疑させていただきました。有利な地方債が今年度中で終了する見込みが高いというのを迅速にくみ取って、そして防災備品について補正を組んで実施されるということでしたので、補正予算という意義から見ると、緊急性の高いというところで理解いたしました。

次に、マイナンバーカード交付に要する経費というところに入りますが、想定されている人数というのが約2万人で、今回申請場所としてトキハが選定されましたが、そこに大体1万2,000人程度を見込んでいるということでありました。地理的に考えると、その選定されたトキハまで足を運びにくいという方たちも一定数いらっしゃるって、そういった方たちから身近な地区公民館だったり出張所等で申請窓口を設けてくれないかというようなお声も出てくるというふうに想像します。

町内でも様々な、私が今例えで出した地区公民館だったり出張所で開設できないかという熟議はされたと思うんですが、今回トキハに申請場所を選定された理由についてお答えください。

- 市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕） お答えします。

今回の臨時窓口実施場所の選定に関しましては、諸条件といたしまして対応窓口が10窓口程度の規模感が必要なこと、それに見合う会場の広さや手続に来られる方の駐車場等の利便性、またセキュリティ面から施錠できる個室であること、そして約4か月、1月から4月までの長期間継続して借上げが可能な会場であることなどを条件に選定してまいりました。この条件の下では、各出張所や公民館では実施が困難であると判断しております。また、その他の施設とも比較検討を重ねた結果、トキハ別府店5階のホールが全ての条件に最も適していると判断し選定したところです。事業の実施に当たりましては、御利用者の皆様がなるべく短時間でスムーズに手続ができるよう努めてまいりたいと思います。

- 1番（塩手悠太） 私が想定していて、そういった声が出てくるだろうなというときに、今部長さんがお答えしてくださった内容を市民の方、対象者の方に私もしっかりと伝えていきたいというふうに思います。

それでは、最後、議第69号の別府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について質疑させていただきます。この条例案は、令和8年度から開始されるこども誰でも通園制度に係る条例案だと思えますが、これ条例制定に当たって国からこういうふうな枠組みで条例をつくってくださいねというようなひな形が示されているというふうに思います。その中で従うべき事項と自治体独自の裁量を持てるような事項が示されているというふうに思うんですが、別府市はこの条例を提出される直前に対象者にかどうか、市民の方にアンケートの調査を実施されていたと思えます。

ほかの自治体を調べてみると、裁量を持てる事項のところは独自の規定を設けているような、例えばその自治体の子育てに対する少し訴えている文言的なところを組み込んだりというようなところも見受けられるんですが、別府市では、今回の条例制定に至ってはこのアンケート調査を含めてどういった条例案になっているのでしょうか。

- こども部長（宇都宮尚代） お答えいたします。

令和6年に成立しました子ども・子育て支援法などの一部を改正する法律におきまして、乳児等通園支援事業については、児童福祉法において市町村による認可事業として位置づけられました。この乳児等通園支援事業については、その設備及び運営について条例で基

準を定めなければならないこととされております。市が条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して条例を定めるものとされていることに伴い制定するものでございます。施設向け、保護者向けに実施いたしましたアンケートにつきましては、制度設計や運用の参考として反映できればと考えております。

- 1番（塩手悠太） ありがとうございます。この条例案と他市の条例案を私もこの機会に多数見比べてみたんですが、別府市独自のところも少なからずは組み込まれているというふうに理解をいたします。

この条例案が想定ですけど、可決された後、令和8年度の開始に向けて例えばこれから受け入れてくださる事業者のヒアリングだったり、実際に内容的なところを具体的に練られて、市民の方に広報されていくというふうに思うんですが、今後のスケジュール感についてはどのようになっているのでしょうか。

- 子育て支援課長（穴見雄一） お答えいたします。

就学前教育保育施設が、こども誰でも通園制度を行う事業者になるためには、児童福祉法に基づき所在市町村の認可を受ける必要があります。そのため、今9月議会に認可基準条例をお諮りしているところです。条例制定後は各事業者へ再度意向を確認し、実施の意向がある事業者と協議を行いながら実施に向けた準備を進め、10月以降に実施を希望される事業者からの申請を受け付け、令和8年2月に認可の決定を予定しています。令和8年4月の事業開始を目指し、受入れ施設の意向やアンケートでいただいた御意見を踏まえながら受入れ体制等の協議を進めていくとともに、事業の詳細が決まり次第、市民の皆様や対象となる子どもがいる家庭への広報を行ってまいります。

- 1番（塩手悠太） ありがとうございます。関心の高い制度だと思いますので、令和8年4月の開始に向けて関係各所としっかりと連絡、連携を取って、アンケート結果も反映させたような内容にさせていただきたいというふうに思います。

これで質疑を終わります。ありがとうございました。

- 議長（小野正明） ほかに質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び特別委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日9日から17日までの9日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は18日定刻から開会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時20分 散会